住宅用火災警報器は命を守る「切り札」です

3月20日（木）～26日（水）は、平成26年春季火災予防運動の期間中です。

住宅用火災警報器については、既に、石川県内の全ての住宅に設置が義務化されています。

これを機会に、今一度、住宅用火災警報器の設置について、次のチェック項目を確認しましょう。

≪チェック項目≫

☆ 住宅用火災警報器は設置してありますか？

☆ 設置してあっても、適正な場所に、適正な数量を設置してありますか？

☆ 故障・電池切れ等の不具合は生じていませんか？

■ 安全・安心な暮らしのために・・・

お早めの対応が大切です!!

もう取付けましたか？「住警器（じゅうけいき）」

消防法により、全ての住宅に住警器（住宅用火災警報器）の設置が義務化されています。 石川県内の全ての市町では、既存住宅も含め、既に条例で設置が義務付けられています。

「逃げ遅れ」により、毎年多くの方が住宅火災で亡くなっています。

『住警器』を寝室や階段等に取付けることで、いち早く火災の発生に気付くことができます。

http://www.fdma.go.jp/html/life/juukei.html

● 住宅用火災警報器の設置場所などのお問い合わせは、お近くの消防本部・消防署まで